

奈良市子ども読書活動推進懇話会開催要領

(趣旨)

第1条 本市における子どもの読書活動推進に係る施策について、学識経験のある者等の意見を求め、その知見を活用し、総合的かつ計画的に推進するため、奈良市子ども読書活動推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための基本的な方針に関すること。
- (2) 子どもの読書活動を推進するための実施計画に関すること。
- (3) 「奈良市子ども読書活動推進計画」の進捗状況に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関し必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 読書活動関係団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育長が適当であると認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、互選により懇話会を進行する座長を決定する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、中央図書館において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、令和7年5月22日から施行する。